

協定説明書

平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務(設計)に関する基本協定の締結については、この協定説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年 2月14日

2. 協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一
福岡県直方市溝堀1丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務(設計)に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害対策の業務（設計）に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 基本協定区間

遠賀川河川事務所管内 遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災計画」に基づき災害対策本部長、災害対策支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得たうえで、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方公共団体）で業務を実施するものとする。

(4) 基本協定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して、決定する。

(6) 本基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。なお、業務内容は、災害申請資料作成全般、及び災害復旧箇所の工事のための設計まで含むこともある。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

(7) 本基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

(8) 本基本協定（案）は、別添－1のとおりである。

4. 基本協定締結のために必要な要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 福岡県内に本店（本社）又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による）を有していること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度土木関係建設コン

サルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。また、認定されていない場合は、当該基本協定の締結に参加する資格を有しない。なお、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。

- (4) 協定締結参加確認申請書の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 平成25年度以降に国、県、市町村等が発注した河川に関する設計業務、災害時等における発注者の支援業務のいずれかの実績があること。また、九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務の「土木関係コンサルタントにおける河川部門」で過去2年以内（平成27年、28年度）において、局長または事務所長の表彰実績があること。
- なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (6) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した設計業務、災害時等における発注者の支援業務のうち、平成25年度以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。ただし、認定通知を受けていないため業務成績を評定できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (7) 緊急業務に対応する体制として、次ぎに掲げる基準を満たす技術者を早急に配置できること。

設計業務：技術士（建設部門[選択科目；河川、砂防及び海岸・海洋]）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 協定の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術者については、希望する業務項目毎に1名分を記載すること。

設計業務

評価の着目点			評価		
企業の業務実績等	部門登録	建設コンサルタント業務登録状況 登録あり	土木関係建設コンサルタントにおける河川、砂防及び海岸・海洋部門の事業登録なし	-	土木関係建設コンサルタントの事業登録なし
			【A】	【-】	【C】
			福岡県内に本店がある 【A】	福岡県内に支店営業所がある 【B】	左記以外 【C】
近隣地域内業務の実績	福岡県内における過去4ヶ年度+当該年度の業務実績（港湾空港関係は除く）	4.（5）に定める遠賀川河川事務所の業務実績、災害時等における発注者支援業務の実績あり 【A】	4.（5）に定める九州地方整備局（県内）、福岡県又は福岡県内の市町村等での業務実績、災害時等における発注者支援業務の実績あり 【B】	左記以外 【-】	

表彰の実績	九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務の「土木関係コンサルタントにおける河川部門」で、過去2年以内（平成27, 28年度）において局長または事務所長の表彰実績の有無	【A】 実績あり		【B】 実績なし	
業務成績	九州地方整備局（港湾空港関係除く）（過去5カ年度+当該年度）の4.（6）に定める業務の平均点（直轄の実績がない場合、又は評定通知を受けていない場合は60点）	75点以上 【A】	70点以上 75点未満 【B】	60点以上 70点未満 【-】	60点未満 【C】
技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術士もしくはRCCM（設計業務）	技術士 河川、砂防及び海岸・海洋を1名以上 【A】	RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋を1名以上 【B】	左記に該当しない 【C】	
継続的な営業行に基づく信頼度	福岡県内における企業の信頼性が確保されることにより災害時対応の円滑な実施を期待するための営業年数の継続性	福岡県内において30年以上の営業実績がある 【A】	福岡県内において15年以上の営業実績がある 【B】	福岡県内において15年未満の営業実績がある 【-】	

（2）決定方式

- ① 提出された申請書に基づき、A評価の数により優先順位を決定する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。
- ② A及びBが同数の場合は、九州地方整備局（港湾空港関係除く）業務成績順（過去4カ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。
- ③ C評価があれば非選定とする。
- ④ 応募多数の場合には①～③を考慮し、上位から10社程度を選定することを想定している。

（3）総合評価に係る申請書の作成方法

記載事項	内容に関する留意事項
1) 企業の業務実績等	<p>① 近隣地域内業務の実績</p> <p>4.（5）に掲げる業務実績のうち、5.（1）に基づく評価を行うため、近隣地域内の業務実績を別記様式2に記載すること。</p> <p>② 地域特性の把握</p> <p>4.（2）に掲げる福岡県内の本店、支店、営業所等について別記様式3に記載すること。</p> <p>③ 継続的な営業に基づく信頼度</p> <p>4.（2）に掲げる本店、支店、営業所等の営業年数を</p>

	別記様式3に記載すること。
2) 技術者の資格	<p>④ 配置予定技術者の資格 4. (7) に定める配置予定技術者の保有資格について、別記様式3に記載すること。</p>

(4) 期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号
 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課
 担当：工務課長 川邊 英明（内線311）
 工務第二係長 野口 聰介（内線314）
 電話 0949-22-1830 FAX 0949-22-1855

7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

- ① 提出期間： 平成30年2月14日（水）から平成30年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記6. に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

① 業務実績

4. (5) に掲げる業務実績のうち、5. (1)に基づく評価を行うため、近隣地域内の業務実績を別記様式2に記載すること。

② 企業及び技術者情報について

4. (2) (7) に掲げる企業及び技術者情報について別記様式3に記載すること。

③ 契約図書等の写し

上記①の業務実績として記載した業務に係る一般財団法人日本建設情報総合センター「測量調査設計業務実績情報システム」（以下、TECRIS）の業務カルテの写しを添付すること。

ただし、当該業務が、TECRISに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。

なお、TECRISに登録されている場合でも上記①に示した内容が判断できない場合、またはTECRISに登録されていない場合には、①に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

必要に応じてヒアリングを実施する。

(4) 申請書及び資料等に関する問い合わせ先

6. に同じ。

8. 協定締結者の通知

(1) 協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成30年3月12日（月）を予定している。

(2) 協定締結の期日

協定締結の期日については、平成30年3月26日（月）を予定している。

9. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかつた者は、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限： 平成30年3月16日（金）17時00分

② 提出場所： 上記6. に同じ。

③ 提出方法： FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、6.へ電話で確認すること。（不在の場合は、他の職員で可）

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、平成30年3月23日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

10. 協定説明書に対する質問

(1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間： 平成30年2月14日（水）から平成30年2月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所： 6. に同じ。

③ 提出方法： FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限り提出期間内に必着のこと）により提出する。

（注）：FAXで提出した場合は、FAX送信後、6.へ電話で確認すること。（不在の場合は、他の職員で可）

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

① 期間： 平成30年2月19日（月）から平成30年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 場所： 6. に同じ。

11. その他

(1) 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当職は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書及び資料等は返却しない。

(4) 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。